



2024年6月27日

各 位

会 社 名 株式会社バッファロー
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂本 裕二
(コード：3352、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員管理本部長 日下部 直喜
(TEL. 048 - 227 - 8860)

支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である株式会社オートボックスセブンについて、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2024年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株オートボックスセブン	その他の関係会社	21.3	—	21.3	東京証券取引所 プライム市場

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社は、カー用品の販売を主たる業務とする株式会社オートボックスセブンの持分法適用の関係会社であり、同社は当社の議決権の21.3%を所有しております。

当社グループのオートボックス事業セグメントでは、株式会社オートボックスセブン（以下「FC本部」という。）が運営する「オートボックスフランチャイズチェーン」のフランチャイジーとして店舗におけるカー用品等の小売を行っております。

FC本部とのフランチャイズチェーン契約においては、売上高の一定割合をロイヤリティとして支払うことと規定されており、また、フランチャイジーは店舗の運営に必要な商品・設備・什器等をFC本部もしくはFC本部から斡旋を受けた者から仕入れるものとする規定されていることから、商品仕入高のうちFC本部からの仕入比率が高くなっております。この取引条件等については、他のフランチャイジーと同様の条件であります。

また、当社は、一部の店舗を、FC本部からの転貸借によって運営しており、転貸借契約に基づき賃借料を支払っております。この賃借料は、FC本部が貸貸人との間で近隣の取引実勢等に基づいて決定した賃借料であります。

なお、当社と株式会社オートボックスセブンとの間には、役員の兼任等の人的関係はありません。

3. 支配株主等との取引に関する事項

親会社及び法人主要株主等

事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社	㈱オートボックスセブン	東京都江東区	33,998	カー用品の卸・小売	(被所有) 直接 21.3%	商品の仕入先	商品の仕入 (注)	3,687,583	買掛金 未収入金	415,679 133,024
						販売協賛金の受取り	受取協賛金等(注)	3,518	未収入金	6,705
						土地建物の賃借	賃借料の支払(注)	161,580	前払費用 長期前払費用 差入保証金	14,811 15,311 182,103

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 商品の仕入については、他のフランチャイジーと同様の条件であります。
- (2) 受取協賛金等については、販促企画等に基づき、期首において取引条件を決定又は期中における条件交渉により決定しております。
- (3) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢等に基づいて賃借料金額を決定しております。

4. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社からの独立性確保に関する考え方・施策等)

その他の関係会社との取引については、営業本部及び管理本部において、社内規定に基づく稟議申請等により、随時その妥当性を検証しております。また、特に重要な取引については、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会での答申を経て、取締役会において取引の可否判断を行うこととしております。ガバナンス委員会は、代表取締役を含む3名以上の委員からなり、その過半数は社外取締役から構成され、社外取締役が委員長に任じられます。その他の関係会社との重要な取引については、少数株主の保護を念頭に、取引の妥当性・公正性の審議をおこない、公正性・透明性・客観性を確保することとしております。

(オートボックスフランチャイズチェーンパッケージ等の変更)

当社が加盟するフランチャイズ（以下、FC）のチェーン本部である株式会社オートボックスセブンは、FC加盟店舗とFCチェーン本部が共に小売をより一層重視する経営を実現するため、オートボックスフランチャイズチェーンパッケージ等の変更を発表し、2024年4月1日から、FCチェーン本部からFC加盟店舗への卸売価格を引き下げると共に、小売に付随するロイヤリティ料率の引き上げを行いました。

本変更に関して、当社としましては、売上原価の減少にともなう売上総利益と、ロイヤリティ料率引き上げにより販売費及び一般管理費が、従来の水準から増加することになりますが、これによる営業利益の変動は僅少であり、今後の業績に与える影響も軽微であるものと判断しております。

FCチェーン本部における卸売事業からロイヤリティへの収益軸の転換は、収益構造をFC加盟店舗と一体的に形成すべきものとする考え方に基づいており、厳しい事業環境のもとで持続的に中長期的な成長を図るためのフランチャイズチェーン改革のひとつでありチェーン全体の進化を目的とした制度変更であるものと認識しております。

※フランチャイズチェーンパッケージとは、フランチャイズ本部から加盟者に対して提供するサービスを総称したもので、経営・運営ノウハウ、商標、ビジネスモデルなどが含まれます。

以上